

## 令和 2 年度 人権・権利擁護研修 開催要項

### 1. 目的

福祉の現場に勤務する者は、対人サービスを行うものとして毎日の業務において常に人権に携わっているといても過言ではありません。高齢者、障がい者、児童といった分野や経験年数を問わず、職員一人ひとりの質がそのサービスの質に直結する福祉サービスを担う者として、高い人権意識を持つことは必要不可欠です。

本研修では、権利擁護と福祉従事者の役割、さらには、権利侵害としての虐待とその防止について考えます。

### 2. 主催

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

### 3. 日時・開催場所・対象者等

分野	会場	日時	開催場所（予定）	対象者	定員
高齢・障がい	松江	令和 3 年 1 月 29 日（金）	「いきいきプラザ島根」403 研修室 松江市東津田町 1741-3	高齢及び障がい福祉サービス事業所に勤務する役職員等	各 40 名
	出雲	令和 3 年 2 月 16 日（火）	出雲市「朱鷺会館」大ホール 出雲市西新町 2 丁目 2456-4		
	浜田	令和 3 年 1 月 25 日（月）	「いわみーる」401 研修室 浜田市野原町 1826-1		
児童	松江	令和 3 年 2 月 10 日（水）	「いきいきプラザ島根」403 研修室 松江市東津田町 1741-3	保育所及び児童福祉施設等に勤務する役職員等	
	浜田	令和 3 年 2 月 5 日（金）	「いわみーる」401 研修室 浜田市野原町 1826-1		

### 4. 申込方法および受講決定等

① **令和 3 年 12 月 18 日（金）までに**受講希望者を法人本部で取りまとめの上、別紙申込書により下記宛にご送付ください（FAX 可）。

② 受講を決定した場合、記載された送付先に決定通知を送付いたします。

③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

島根県社会福祉協議会 会 員：2,000 円／人 非会員：5,000 円／人

④ 決定後の受講取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料は事業所負担となりますので、あらかじめご了承ください。

### 5. その他

① 本研修の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

② 研修会場は室温調整が十分に出来ませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

③ 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。

④ 本研修会の開催要項は、島根県福祉人材センターのホームページにも掲載しています。

- ⑤地震・台風等やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑥インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、参加をご辞退頂く場合があります事をあらかじめご了承ください。
- ⑦感染症対策の一環として、マスク着用の上ご参加ください。

## 6. 申込・問合せ先

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／落合・永瀬

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階

(TEL) 0852-32-5975 (FAX) 0852-32-5956 (HP) <https://www.shimane-fjc.com/>

## 7. 日程・内容・講師

時間	高齢・障がい	児童
12:40～13:10	受付	受付
13:10～13:15	開会	開会
13:15～16:15	講義・演習 ○福祉サービスにおける人権とは ○サービス現場における権利擁護 ○高齢者・障がいの虐待防止	講義・演習 ○児童福祉分野における人権とは ○子どもの人権擁護 ○児童虐待防止
講師	一般社団法人 島根県社会福祉士会	

※各分野、内容は全会場共通です。

※実施内容については、当日変更する可能性があります。

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。